

令和5年度 第1回 能登町入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和5年5月25日（木）午後2時00分～3時40分 能登町役場3階 302会議室	
出席委員	【委員長】 角 弘子 出席 【職務代理】 芦田 正良 出席 鍛冶 武司 出席 橘 重克 出席 山根 敏秀 出席 （※敬称略）	
次第	1 開 会 2 挨拶 能登町指名審査委員会委員長 副町長 田代 信夫 3 議 事 （1）入札・契約手続の運用状況について （2）入札及び契約手続に関する再苦情の報告及び審議 （3）談合情報についての報告及び審議 （4）審議対象工事の抽出結果について （5）審議対象工事の審議 （6）その他 4 閉 会	
審議対象期間	令和4年度（下半期） 【令和4年10月1日～令和5年3月31日】	
抽出工事	5件（予定価格が130万円超の建設工事（一般競争入札6件、指名競争入札83件、随意契約7件）から抽出）	
	一般競争入札	1件 ・令和4年度 統合保育所整備事業（仮称）宇出津地区統合保育所建設工事（機械設備）（ゼロ町債）
	指名競争入札	3件 ・令和4年度 生活基盤施設耐震化等交付金水道施設等耐震化事業 配水管布設替工事（その11 秋吉） ・令和4年度 生活基盤施設耐震化等交付金水道施設等耐震化事業 配水管布設替工事（その14 姫） ・令和4年度 海岸メンテナンス事業 白丸漁港海岸海岸保全施設老朽化対策工事
	随意契約	1件 ・令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道小間生1号線道路改良工事（その2）

委員からの質問及びそれらに対する町の回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申内容	なし

別紙

質問・意見	回 答
<p>(1) 入札・契約手続の運用状況について</p> <p>・一般競争入札参加に関するアンケートはどのくらいの回答がありましたか。</p> <p>・アンケートはインターネット上だけの周知なのか。直接声掛けはしていないのか。 せつかくアンケートを行うのだから、サンプルは多いほうがいいです。</p>	<p>・指名審査委員会の開催状況及び入札の実施状況について報告。</p> <p>・能登町建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務取扱要領の一部改正について報告</p> <p>・能登町週休2日工事の導入について報告</p> <p>・一般競争入札参加に関するアンケートの実施について報告</p> <p>・回答は1件です。</p> <p>・インターネット上だけの周知となっている。今後はもう少し回答を得られるように周知方法等を考えていきたい。</p>
<p>(2) 入札及び契約手続に関する再苦情の報告及び審議</p>	<p>・「該当案件無し」と報告</p>
<p>(3) 談合情報についての報告及び審議</p>	<p>・「該当案件無し」と報告</p>
<p>(4) 審議対象工事の抽出結果について</p>	<p>・能登町入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定により、抽出委員が審議対象工事の抽出結果を報告した。(抽出委員が令和5年4月24日に能登町役場において、入札方式別に「くじ引き」より抽出)</p>

質問・意見	回答
<p>(5) 審議対象工事の審議</p> <p><一般競争入札分></p> <p>「令和4年度 統合保育所整備事業 (仮称)宇出津地区統合保育所建設工事 (機械設備) (ゼロ町債)」</p> <p>・入札参加者が町内業者と町外業者2者だったが、一般的に町外業者はあまり参加してこないのか。</p> <p><指名競争入札分></p> <p>「令和4年度 生活基盤施設耐震化等交付金水道施設等耐震化事業 配水管布設替工事 (その11 秋吉)」</p> <p>・入札結果で2者が無効となっていますが、何かペナルティはあるのですか。</p> <p>・入札結果で2者が同額で「くじ引き」となっているが、どんな方法か。</p> <p>「令和4年度 生活基盤施設耐震化等交付金水道施設等耐震化事業 配水管布設替工事 (その14 姫)」</p> <p>・工期が10月下旬から翌年2月末で、雪が降って寒い時期の発注だが、発注時期をずらすことはできなかったのか。</p> <p>・大雨で現場が危険そうになったときは、工事を中止させることはありますか。</p>	<p>・どちらかといえば町外業者の入札参加は少ない傾向だと思います。今回参加した町外業者は過去に能登町との契約実績のある業者です。</p> <p>・ペナルティはありません。</p> <p>・電子入札システムによる電子くじで抽選しています。</p> <p>・予算の都合等、発注時期につきましては、様々な要因はありますが、建設業協会からの要望もあり、1年間を通じて、できるだけ一定の時期に工事が集中しない様に心掛けている。</p> <p>・現場を確認し、工事を一時中止させることはあります。台風や大雨の場合は予報があるので、監督員と業者とで協議して対応しています。</p>

質問・意見	回答
<p>・ひとつ前に審議した工事と同じ様な管工事だが、前の工事は最低制限価格で落札しているのに、この工事は指名業者数が前の工事より多いのに最低制限価格での落札ではない。一般的に数が多いと安くなるので不思議だと感じます。</p> <p>「令和4年度 海岸メンテナンス事業 白丸漁港海岸海岸保全施設老朽化対策工事」</p> <p>・最低制限価格での落札はどのくらいの割合であるのか。</p> <p><随意契約分></p> <p>「令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道小間生1号線 道路改良工事 (その2)」</p> <p>・随意契約理由に「経費の削減、工期の短縮が見込まれた」とあるが、工期の短縮は理解できるが、経費の削減については、落札率からすると、少し疑問に思いました。最低制限価格での落札であれば経費の削減になったかと思いますが。</p> <p>・随意契約理由の説明文の最後に「以上の理由により、競争入札に付することが不利と認められるため、随意契約を行っ</p>	<p>ます。</p> <p>・施工する地域によって、何としてでも落札するという業者が多く集中した場合に最低制限価格付近での応札となっているようですが、入札額等に関しては各参加業者が積算して決めていますので、明確な回答はできません。</p> <p>・令和4年度に執行した入札が296件ありまして、そのうち最低制限価格で落札されたのは21件ありました。ただし296件の中には、最低制限価格が設定されていない物品の入札も多少含まれております。</p> <p>・確かに最低制限価格での落札であれば、更なる経費の削減となったと思います。</p> <p>・この文言については、当該工事の随意契約理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第6号であったため、その条文が「競争</p>

質問・意見	回 答
<p>た」とあるが、説明文に記載されている随意契約理由は、随意契約とすることが有利である旨が述べられているので、最後は「競争入札に付するよりも有利であると認められるため」となるのでは。</p> <p>(7) その他</p>	<p>入札に付することが不利と認められるとき」となっていますので、そのまま記載していました。説明文の前後を見ると、おっしゃる通りだと思いますので、今後は気を付けて作成します。</p> <p>・次回抽出委員の選出を行い、次回の開催が11月中旬～下旬となることを報告した。</p>